

年末調整やりなおしの手順書 ＜配偶者の合計所得に誤った金額を入力した場合＞

給与奉行シリーズ

「配偶者合計所得」を修正する

- ① [年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューを開きます。
- ② [年末調整処理 - 条件設定]画面で、処理年を選び、処理方法は「入力・計算を同時に行う <即時計算>」を選択して、[OK]ボタンをクリックします。

年末調整処理 - 条件設定

基本設定 入力設定 付箋検索

年末調整処理年

処理方法

入力だけを先に行う <先行入力>
12月分の給与・賞与が未処理で、先に年末調整データを入力する場合は、こちらを選択します。

入力・計算を同時に行う <即時計算>
12月分の給与・賞与が処理済で、年末調整データを入力しながら同時に計算する場合は、こちらを選択します。

年末調整方法

給与年調 年末調整による過不足税額を最後の給与で精算します。


賞与年調 年末調整による過不足税額を最後の賞与で精算します。

単独年調 年末調整による過不足税額を単独で精算します。

単独還付方法 0 現金

年末調整精算月

OK

- ③ [所得控除等]ページで配偶者合計所得を入力して、配偶者（特別）控除額が正しく表示されるか確認します。
- ※ ②で過去年を選択した場合には、 を押してから「配偶者合計所得」欄を修正します。

所得控除等 税額控除 中途入社 家族・所得税

【保険料控除情報】

一般生命保険料	新	0
	旧	0
介護医療保険料		0
個人年金保険料	新	0
	旧	0
生命保険料控除額		0
地震保険料		0
旧長期損害保険料		0
地震保険料控除額		0

【基礎控除情報】

基礎控除申告書の提出	1	あり
基礎控除額		480,000

【配偶者控除等情報】

配偶者合計所得		200,000
配偶者控除等申告書の提出	1	あり
老人控除対象配偶者	0	対象外
配偶者控除額		380,000
配偶者特別控除額		0

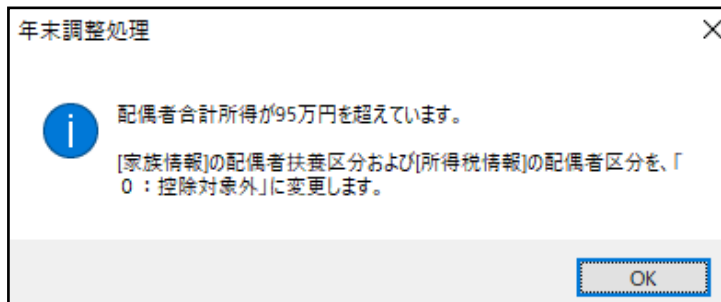
次ページ以降で、実際に控除額が変わる場合の例を交えてご説明します。
※社員の所得が給与所得のみの前提となります。

例①：配偶者合計所得を80万円で入力していたが、本当は100万円だった場合

1. 配偶者合計所得を修正します。
配偶者合計所得の欄を1,000,000に上書きします。

【配偶者控除等情報】	
配偶者合計所得	800,000
配偶者控除等申告書の提出	1 あり
老人控除対象配偶者	0 対象外
配偶者控除額	0
配偶者特別控除額	380,000

2. 修正の結果、配偶者合計所得が95万円を超える場合は、以下のメッセージが表示され、配偶者の扶養区分が自動的に「0：控除対象外」に変更されます。



3. 配偶者（特別）控除額の金額も正しくなっていることを確認します。

【配偶者控除等情報】	
配偶者合計所得	1,000,000
配偶者控除等申告書の提出	1 あり
老人控除対象配偶者	0 対象外
配偶者控除額	0
配偶者特別控除額	360,000



[随時処理]-[年次更新]メニューで処理年をすでに更新している場合、
[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの
配偶者の「扶養区分」は自動で変更されません。

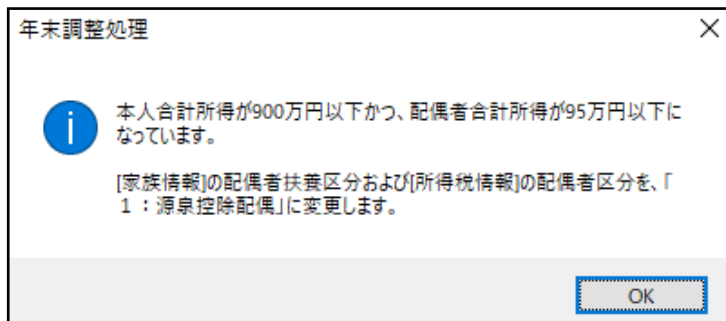
年末調整を再登録する手順を実施後に直接修正をお願いいたします。
詳細は、7ページをご確認ください。

例②：配偶者の扶養区分を控除対象外にしていたが、社員から「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出され、配偶者(特別)控除をすることになった場合(配偶者合計所得が20万円だった場合で紹介します)

1. 配偶者合計所得を修正します。
配偶者合計所得の欄を200,000に上書きします。

【配偶者控除等情報】		
配偶者合計所得		0
配偶者控除等申告書の提出	0	なし
老人控除対象配偶者	0	対象外
配偶者控除額		0
配偶者特別控除額		0

2. 修正の結果、配偶者合計所得が95万円以下の場合は、以下のメッセージが表示され、配偶者の扶養区分が自動的に「1：源泉控除配偶」に変更されます。



3. 配偶者(特別)控除額の金額も正しくなっていることを確認します。

【配偶者控除等情報】		
配偶者合計所得		200,000
配偶者控除等申告書の提出	1	あり
老人控除対象配偶者	0	対象外
配偶者控除額		380,000
配偶者特別控除額		0



[随時処理]-[年次更新]メニューで処理年をすでに更新している場合、
[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの
配偶者の「扶養区分」は自動で変更されません。

年末調整を再登録する手順を実施後に直接修正をお願いいたします。
詳細は、7ページをご確認ください。

年末調整処理を再登録する手順


ここを
チェック!



現在の処理状況によって、操作手順が異なります。
以下のタイミングから該当するページの手順をご確認ください。

年末調整をやりなおすタイミング	該当ページ
過不足税額を精算前（還付・追徴前）	4 ページ
過不足税額を精算後（還付・追徴後）	5～6 ページ

■ 過不足税額を精算前（還付・追徴前）に、年末調整をやりなおす方法

- ① 1 ページの手順で、金額データを修正します。
- ② ①で修正した内容をもとに差引過不足額が自動計算されて、リアルタイムで反映します。
- ③  を押して、年末調整データを登録します。

参考

修正前の過不足額を確認できます

年末調整データを修正すると、「≪差引過不足額≫」欄の下に「前回過不足額（参考）」欄が表示されて、修正前の過不足額を確認できます。

<修正前>

計算結果	転記元説明		
賞与等		783,750	41,073
中途調整収入		0	0
計		6,022,278	96,843
<給与所得控除後>		4,376,000	
所得金額調整控除額		0	
<調整控除後>		4,376,000	
社会保	給与控除分	927,247	
除料等	申告控除分	0	
控除額	小規模共済掛金	0	
	生命保険料控除額	0	
	地震保険料控除額	0	
	配偶者（特別）控除額	380,000	
	扶養障害者等控除額	1,010,000	
	基礎控除額	480,000	
	<所得控除合計額>	2,797,247	
	<課税給与所得>	1,578,000	
	≪算出所得税額≫		78,900
	住宅借入金等控除額		0
	<年調所得税額>		78,900
	<年調年税額>		80,500
	<差引過不足額>		-16,343

<修正後>

計算結果	転記元説明		
中途調整収入		650,000	50,000
計		6,672,278	146,843
<給与所得控除後>		4,905,050	
所得金額調整控除額		0	
<調整控除後>		4,905,050	
社会保	給与控除分	927,247	
除料等	申告控除分	0	
控除額	小規模共済掛金	0	
	生命保険料控除額	0	
	地震保険料控除額	0	
	配偶者（特別）控除額	380,000	
	扶養障害者等控除額	1,010,000	
	基礎控除額	480,000	
	<所得控除合計額>	2,797,247	
	<課税給与所得>	2,107,000	
	≪算出所得税額≫		113,200
	住宅借入金等控除額		0
	<年調所得税額>		113,200
	<年調年税額>		115,500
	<差引過不足額>		-31,343
	前回過不足額（参考）		-16,343

修正した年末調整データを登録する前に、修正前・修正後の過不足額を確認できるため、便利です。

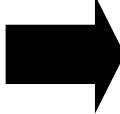
■ 過不足税額を精算後（還付・追徴後）に、年末調整をやりなおす方法

年末調整方法（給与年調・賞与年調・単独年調）によって、操作方法が異なります。

● 年末調整方法が「給与年調」・「賞与年調」の場合

- ① 1 ページの手順で、年末調整データを修正します。
- ② [所得控除等] ページの年末調整方法を「単独年調」に変更します。

【税額計算情報】	
課税区分	1 甲欄
年末調整区分	1 年調する
年末調整方法	0 給与年調
単独還付方法	0 現金



【税額計算情報】	
課税区分	1 甲欄
年末調整区分	1 年調する
年末調整方法	2 単独年調
単独還付方法	0 現金

- ③ [年末調整処理 - 過不足税額の計算方法] 画面が表示されますので、「前回の年末調整結果との差額から過不足税額を計算する」を選択して、[OK] ボタンをクリックします。

年末調整処理 - 過不足税額の計算方法

給与年調から単独年調へ年末調整方法が変更されました。
 年末調整をやりなおす場合は、過不足税額をどのように計算するかを選択してください。

過不足税額の計算方法

前回の年末調整結果を無効にして過不足税額を計算する
 前回の年末調整結果との差額から過不足税額を計算する

まだ年末調整の追徴還付を行っていない場合は、「前回の年末調整結果を無効にして過不足税額を計算する」を選択します。
 すでに前回の年末調整結果で年末調整の追徴還付を行っている場合は、「前回の年末調整結果との差額から過不足税額を計算する」を選択します。
 詳細⇒[操作説明] ボタン

- ④ 年末調整データを修正すると、「今回過不足額（参考）」の欄に差額が表示されます。

<還付の例>

<年調年税額>	72,800
<< 差引過不足額 >>	-74,043
前回過不足額（参考）	-45,943
今回過不足額（参考）	-28,100


社員に 28,100 円還付します。

<追徴の例>

<年調年税額>	71,300
<< 差引過不足額 >>	-25,543
前回過不足額（参考）	-74,043
今回過不足額（参考）	2,557

社員から 2,557 円を追徴します。

※「今回過不足額（参考）」の欄は、[年末調整処理]メニューを登録すると再度[年末調整処理]メニューを表示したときには、表示されません。
 金額を再度確認したい場合には、[年末調整] - [還付金処理]メニューで差額を確認してください。

- ⑤  を押して、年末調整データを登録します。
- ⑥ [年末調整]-[還付金処理]メニューで差額を確認して、翌年1月の給与（賞与）処理等で差額を精算します。

※翌年1月の給与（賞与）で過不足額の調整をする場合の操作方法については、6 ページのよくあるお問い合わせ（FAQ）をご参照ください。

● 年末調整方法が「単独年調」の場合

- ① 1 ページの手順で、年末調整データを修正します。
- ② 年末調整データを修正すると、「<<差引過不足額>>」欄の下に「前回過不足額（参考）」欄が表示されます。
「<<差引過不足額>>」（修正後）と「前回過不足額（参考）」（修正前）の差額をもとめて、社員に還付・追徴する金額を確認します。

<還付の例>

<年調所得税額>	61,900
<年調年税額>	69,100
<<差引過不足額>>	-33,743
前回過不足額（参考）	-25,543




差額を確認します。
 $A - B = -8,200$ 円
 ※社員に 8,200 円を還付します。

<追徴の例>

<年調所得税額>	83,100
<年調年税額>	84,800
<<差引過不足額>>	-12,043
前回過不足額（参考）	-25,543



差額を確認します。
 $A - B = 13,500$ 円
 ※社員から 13,500 円を追徴します。

- ③  を押して、年末調整データを登録します。
- ④ 翌年 1 月の給与（賞与）処理等で差額を精算します。
 ※翌年 1 月の給与（賞与）で過不足額の調整をする場合の操作方法については、以下のよくあるお問い合わせ（FAQ）をご参照ください。

参考

翌年 1 月の給与（賞与）で過不足額の精算をする場合

翌年 1 月の給与（賞与）で過不足額の精算をする場合には、以下のよくあるお問い合わせ（FAQ）をご参照ください。

翌年 1 月の給与（または賞与）処理で、過不足額を精算する場合の操作方法について

よくあるお問い合わせ（FAQ）

<https://www.obc.co.jp/support/faq>

- ※[キーワードから検索]ページで、文書番号で検索します。
- 給与奉行 V ERP11/V ERP10 10122
- 給与奉行 i11/i10 シリーズ 20175

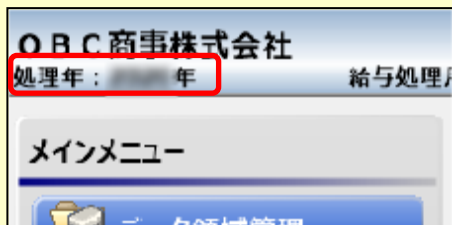
処理年を翌年に更新している場合に必要な作業

以下の作業は[年次更新]メニューで処理年を翌年に更新済の場合に必要な作業です。

参考

処理年を翌年に更新済かどうかは、給与奉行起動時の左上の処理年をご確認ください。

■ 給与奉行起動時の左上の処理年



- ① [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューを開きます。
- ② [家族・所得税]ページの配偶者の「扶養区分」が正しいかを確認します。
誤っている場合は修正後、を押します。

社員情報登録

修正

社員番号	100000	所属	301
フリガナ	ヤマダ 洋子	所属	営業部 東日本営業課
氏名	山田 一期	役職	005 課長
在籍区分	0 在籍	雇用区分	01 正社員

基本 給与・単価 就業 家族・所得税 社会保険 労働保険 住民税・通勤手当 給与支

【家族情報】 配偶者の有無 1 配偶者あり

No.	フリガナ	性別	生年月日	死亡年月日	居住者区分	
	氏名	続柄	同居区分	扶養区分	障害者区分	健保扶養区分
配偶	ヨウ 洋子	1 女性	1986年 5月 3日	年 月 日	0 居住者	
		01 妻	1 同居	0 控除対象外	0 対象外	0 未加入
1	ヒロシ 洋朗	0 男性	1995年 6月 30日	年 月 日	0 居住者	
		01 子	1 同居	1 一般扶養	0 対象外	0 未加入
2	シロウ 洋次	0 男性	1998年 1月 11日	年 月 日	0 居住者	

以上